

「新潟市文化創造都市ビジョン」素案に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「新潟市文化創造都市ビジョン」素案について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する市の考え方を、別表のとおり、公表します。

いただいた意見 19 件については、令和 5 年度第 2 回新潟市文化創造推進委員会での意見交換も踏まえ、素案への反映の可否を検討しました。結果として、ご意見の趣旨を取り入れ素案を修正したものが 4 件、修正は行わず今後の参考とさせていただくものが 15 件となりました。

今後とも、本市の文化行政の推進にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

■意見募集期間

令和 5 年 10 月 10 日(火曜)～11 月 8 日(水曜)

■結果公表日

令和 5 年 12 月 15 日(金曜)

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、文化政策課、各区役所、各出張所、中央図書館にて資料設置
- ・広報課、文化政策課フェイスブックでの発信
- ・市内大学に通う学生への周知
- ・「YAHOO! JAPAN」(地域登録:新潟市)を通じた情報発信

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数:3 名(提出方法:電子メール 3)
- ・意見提出団体数:1 団体(提出方法:電子メール 1)
- ・意見数:19 件
- ・案の修正:4 件

■結果公表場所

結果は市ホームページで確認できるほか、次の場所で閲覧できます。

(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館 1 階)
- ・文化政策課(市役所ふるまち庁舎 5 階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市 文化スポーツ部 文化政策課(市役所ふるまち庁舎 5階)

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

電話:025-226-2623 FAX:025-226-0066

E-mail:bunka@city.niigata.lg.jp

**「新潟市文化創造都市ビジョン」素案に対する
パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方**

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	1 頁	<p>上位計画である「新潟市総合計画2030」において目指す都市像が描かれ、「新潟市文化創造都市ビジョン」において市民一人ひとりの姿を描いているとありますが、新潟市が目指す都市となるために求められる市民の将来像が設定されているだけで、そういった市民になってもらうために市が具体的に何をするのか、素案ではまったく触れられていません。市が文化芸術関連施策として何をするのかを明示し、実行していかねば、ビジョンの実効性がないのではないのでしょうか。公的機関の策定する計画やビジョンといったものは、預かった税金をどのように使ってよりよい地域を創っていくか、どのように還元するかを納税者に対して示すものだと思いますが、このビジョンでは納税者＝市民にあるべき姿を求めるばかりで、市が文化芸術の分野で、どういう施策や行政サービスの形で市民へ還元するのが読み取れません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、新潟市総合計画 2030 に基づいて、文化芸術の振興・活用に取り組んでいます。これらの取り組みを的確に行い、市民への効果につなげていく上での指針となるのが、本ビジョンです。ビジョンで掲げる施策推進上の3つの視点によって、文化芸術が市民に及ぼす効果を大まかに分け明らかにすることで、総合計画で定める施策の実効性を市民への効果という観点から高めようとするものです。</p> <p>また、総合計画においては計画期間内の大まかな取り組みを定めているものの、具体的な事業については毎年度の予算審議を経て実効性を有するものであり、現段階で今後 8 年間の具体を示すことはできません。</p> <p>なお、予算審議を経たのちに、市ホームページにて本ビジョンに紐づく事業一覧(総合計画上の事業を、施策推進上の3つの視点毎に類型化した一覧)を毎年度掲載します。</p>	無
2	1 頁	<p>このビジョンでいう「市民一人ひとり」とは、誰のことを指しているのですか。すべての市民でしょうか、それとも市民の一部でしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>「市民」は納税者や受益者といった側面だけでなく、文化芸術の受け手、担い手など様々な側面を持ちます。</p> <p>このことから、ご意見を踏まえ、素案1頁において、「※市民…本ビジョンにおいては、大人や子ども、障がいの有無、文化芸術の関心の有無など、様々な人を含む総体を意味しています」と追記します。</p>	有

3	8 頁	<p>市民一人ひとりの将来像が設定されていますが、文化芸術に興味、関心のない市民はどうすればよいですか。文化芸術にしてもスポーツにしても、市民一人ひとりが自分の意志で、自分の好きなものや自分に合うものを選択できることが健全な状況だと思います。市が一方的に、市民一人ひとりに文化芸術の「受け手」であり「つくり手」「担い手」であることを求めるのはお門違いなのではないでしょうか。</p> <p>地域コミュニティやネットワークへの参画や、新潟の文化や個々の文化芸術活動をまちの魅力として誇りに思うかどうか個人の自由意思に基づくべきだと思います。異なる価値観や意見などを多様性として許容できるのも、文化芸術の特徴であり長所です。市民に「こうあるべき」を示す前に、多くの市民が文化芸術への興味、関心を高め、主体的、能動的な関わりを持つようになり、ひいては文化芸術の「受け手」「つくり手」「担い手」になっていくような都市にするために、市がどんな施策を展開するのかを提示した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>もとより文化芸術活動は市民一人ひとりの意思・主体性に基づくものです。市としてはこのことを前提に、多くの市民の文化芸術への興味・関心を高めていきたいと考えています。</p> <p>総合計画においては計画期間内の大まかな取り組みを定めているものの、具体的な事業については毎年度の予算審議を経て実効性を有するものであり、現段階で今後 8 年間の具体を示すことはできません。</p> <p>なお、予算審議を経たのちに、市ホームページにて本ビジョンに紐づく事業一覧(総合計画上の事業を、施策推進上の 3 つの視点毎に類型した一覧)を毎年度掲載します。</p>	無
---	-----	--	---	---

4	9～ 11 頁	<p>アウトリーチや体験・創作・発表の場、市民の交流機会の充実、地域に根差した歴史・文化の調査研究、地域資源の魅力発信などは、ビジョンを策定した責任を全うするという意味からも、市があらためて主体的に取り組むのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>素案 12 頁の図にあるとおり、「新潟市」及び「中間支援組織」が施策展開を市民に対して行うとしております。また、市民主体の文化芸術活動の取り組みも実際に行われていることから、推進の主体には、新潟市、中間支援組織だけでなく、市民も位置付けています。</p>	無
5	9～ 11 頁	<p>どういう道筋で、誰が、いつ、何をするのか、素案からは読み取れませんが、ある程度具体的に記載する必要があるのではないかと思います。加えて、現状よりも充実させることを目指すのであれば、予算や人員体制などは十分に確保される見込みなのでしょうか。</p> <p>また、総合計画における主な関連政策における関連部局との連携は、どの部局(課)と、どのような連携をするのでしょうか。連携の具体的な内容が示されていないならば実効性が伴わないと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、新潟市総合計画 2030 に基づいて、文化芸術の振興・活用に取り組んでいます。これらの取り組みを的確に行い、市民への効果につなげていく上での指針となるのが、本ビジョンです。ビジョンで掲げる施策推進上の 3 つの視点によって、文化芸術が市民に及ぼす効果を大まかに分け明らかにすることで、総合計画で定める施策の実効性を市民への効果という観点から高めようとするものです。</p> <p>また、総合計画においては計画期間内の大まかな取り組みを定めているものの、具体的な事業については毎年度の予算審議を経て実効性を有するものであり、現段階で今後 8 年間の具体を示すことはできません。</p> <p>なお、予算審議を経たのちに、市ホームページにて本ビジョンに紐づく事業一覧(総合計画上の事業を、施策推進上の 3 つの視点毎に類型した一覧)を毎年度掲載します。</p>	無

6	全体	<p>このビジョンを行政がどのように遂行するのか具体像が見えず、全体的に「市民まかせ」の印象を受けてしまいました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>素案 12 頁の図にあるとおり、「新潟市」及び「中間支援組織」が施策展開を市民に対して行うとしております。また、市民主体の文化芸術活動の取り組みも実際に行われていることから、推進の主体には、新潟市、中間支援組織だけでなく、市民も位置付けています。</p>	無
7	全体	<p>ビジョンを実現するために行政が整えるべき基盤や制度についても、言及すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、新潟市総合計画 2030 に基づいて、文化芸術の振興・活用に取り組んでいます。これらの取り組みを的確に行い、市民への効果につなげていく上での指針となるのが、本ビジョンです。ビジョンで掲げる施策推進上の 3 つの視点によって、文化芸術が市民に及ぼす効果を大まかに分け明らかにすることで、総合計画で定める施策の実効性を市民への効果という観点から高めようとするものです。</p> <p>また、総合計画においては計画期間内の大まかな取り組みを定めているものの、具体的な事業については毎年度の予算審議を経て実効性を有するものであり、現段階で今後 8 年間の具体を示すことはできません。</p> <p>なお、予算審議を経たのちに、市ホームページにて本ビジョンに紐づく事業一覧(総合計画上の事業を、施策推進上の 3 つの視点毎に類型した一覧)を毎年度掲載します。</p>	無

8	全体	<p>総合計画における「文化芸術活動の活性化」が度々引用されていますが、どのような状態を指すのか理解できませんでした。「文化芸術活動の活性化」とは「地域社会における文化芸術や活動やその関与を促進し、地域の文化的な豊かさや多様性を支え、発展させる」ことではないでしょうか。その実現に必要な指針は以下の3点などが考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>①文化芸術の普及とアクセスの向上 (参加機会の創出・イベントや情報発信のアクセシビリティの充足)</p> <p>②芸術家や文化関係者の支援と育成(芸術家やアートマネージャーの育成・支援)</p> <p>③文化芸術の教育と学習機会の提供(若い世代に対しての体験プログラムの強化)</p> <p>上記の3点は新潟市に限らず、どの地域にも当てはまることですのであくまで具体例ですが、このように文化ビジョンでは総合計画よりも解像度を上げて書かなければ、文化ビジョンの存在意義はどこにあるのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、新潟市総合計画 2030 に基づいて、文化芸術の振興・活用に取り組んでいます。これらの取り組みを的確に行い、市民への効果につなげていく上での指針となるのが、本ビジョンです。ビジョンで掲げる施策推進上の3つの視点によって、文化芸術が市民に及ぼす効果を大まかに分け明らかにすることで、総合計画で定める施策の実効性を市民への効果という観点から高めようとするものです。</p> <p>また、総合計画においては計画期間内の大まかな取り組みを定めているものの、具体的な事業については毎年度の予算審議を経て実効性を有するものであり、現段階で今後8年間の具体を示すことはできません。</p> <p>なお、予算審議を経たのちに、市ホームページにて本ビジョンに紐づく事業一覧(総合計画上の事業を、施策推進上の3つの視点毎に類型した一覧)を毎年度掲載します。</p>	無
9	5 頁、 8 頁	<p>(2)施策推進上の3つの視点</p> <p>「市民一人ひとり」のなかには、情報障害等でパブリックコメントの情報が届かない、素案が読めない人がいます。5頁においてSDGsや「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」について言及されていますが、その内容とビジョンに関する情報発信方法の取り組みについてもビジョンの中で記載された方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>当該法令及びビジョンの周知の記載については、ビジョンそのものの主題ではないため、記載はいたしません。ビジョンの情報発信についてはご意見を踏まえ、ビジョン策定後、周知に努めていきます。</p>	無

10	全体 5 頁	<p>多様性の視点が欠如しています。地域の多様性や、マイノリティ等の市民の多様性への視点を持つべきではないでしょうか。「市民一人一人」のなかには、情報障害等でパブリックコメントの情報が届かない、素案が読めない(PDF しかなく、ふりがなもないので)人がいます。5 頁において SDGs や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」について言及されていますが、この情報発信方法では、5 頁に書かれていることが本当に実現するのか？ただ国政や他市で謳われているから記載しているだけなのでは？と、疑わしく感じてしまいます。ビジョンで掲げる方針とビジョンに関する情報発信方法の矛盾について、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント手続きの実施については、点訳・音訳対応している市報や、音声読み上げソフトへの対応といったアクセシビリティに配慮している市ホームページで公表したほか、SNS の活用や大学生への呼びかけ等を行いました。また、これらの手段への対応が困難な方には、可能な限り、相手の状況を踏まえ行うこととしておりました。</p> <p>ご意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。なお、ビジョンの情報発信についてはご意見を踏まえビジョン策定後、周知に努めていきます。</p>	無
11	—	<p>新潟市のパブリックコメントはかなり数が少ないように見えます。(文化関連だけでなく)パブリックコメント普及協会などもありますので、パブリックコメントを集める努力をしてみたいかがでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント手続きの実施については、市報や市ホームページで公表したほか、SNS の活用や大学生への呼びかけ等を行いました。</p> <p>ご意見については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。</p>	無
12	4 頁	<p>総合計画に掲げる目指す都市像を実現するために市が行う取り組みについては具体的な記載がない一方で、文化芸術の範囲だけが細かく具体的に記載されています。例とはいえ、見る人によっては違和感のある記載となっている(例えば、ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲は芸能ともとれるし、ブレイクはオリンピック種目になったことを踏まえるとスポーツともとれる)ので、文化芸術基本法の定義に合わせた記載に留めておいた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>文化芸術基本法に記載されている例示よりも、市民が文化芸術をより身近なものとしてとらえやすくなるように記載しております。</p>	無
13	6 頁	<p>(2)これまでの経過とビジョン策定の留意点 全国的な動きや全国どの地域でも当てはまる内容が書かれています。新潟市の地域性・文化的特徴についてももう少し分析があった方が、課題が共有され、「地域の振興やまち全体の活性化につながっていくこと」が具体的になるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この間、大学生を対象としたワークショップや区での文化に関する座談会、庁内関係課との意見交換、市民アンケート調査等を行い、それらを踏まえ素案を作成しています。</p> <p>なお、本市の文化的特徴を踏まえ、素案 11 頁において、新潟の特色ある文化について記載しています。</p>	無

14	全体	<p>素案全体において、国政や全国どの地域でも当てはまる内容が書かれています。新潟市の文化創造都市ビジョンとは言えないのではないでしょうか。新潟市の地域性・文化芸術の独自性を認識したうえで、再考するべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>この間、大学生を対象としたワークショップや区での文化に関する座談会、庁内関係課との意見交換、市民アンケート調査等を行い、それらを踏まえ素案を作成しています。</p> <p>なお、本市の文化的特徴を踏まえ、素案 11 頁において、新潟の特色ある文化について記載しています。</p>	無
15	8 頁	<p>(2)施策推進上の3つの視点</p> <p>「市民一人ひとり」の主語の設定が、個々に応じたように見える一方で、求めている結果が一つに集約されています。例えば、【心の豊かさ】において、「自分らしく表現している」のように、表現することが求められています。結果の選択肢が限定されてしまっている点や、やりたくてもできない人もいるかもしれない、という視点を加え、「自分らしく表現できる環境になっている」という方が望ましいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>もとより文化芸術活動は市民一人ひとりの意思・主体性に基づくものです。市としてはこのことを前提に、多くの市民の文化芸術への興味・関心を高めていきたいと考えています。</p> <p>また、「自分らしく表現している」と言っても、その程度は人それぞれであり、市として選択肢を限定しているものではありません。</p> <p>なお、素案 9 頁において、「市民が気軽に相談でき、思い通りの活動につながる環境に近づけていきます」と記載しています。</p>	無
16	9 頁	<p>◆市民の感受性や創造力、表現力が高まる</p> <p>「文化施設などに足を運ぶ機会の少ない方々のためにアウトリーチを充実させ、気軽に文化芸術に親しむ機会を提供」するにおいて、情報保障付き公演、公演の障がい者割引など、障がいのある人等が気軽に文化芸術に親しむ機会を提供するための文化施設のアクセシビリティの充実についても記載された方がよいのではないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>障がいのある方の情報保障については、令和 4 年 5 月に施行されている「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、それぞれの施設又は所管所属において可能な限りの取組みを進めており、アクセシビリティの充実を念頭に、素案 9 頁において「新潟市芸術文化振興財団をはじめとする(中略)環境に近づけていきます」と記載しています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、素案 9 頁において、「関係団体・施設のネットワークを強化することによって」を「関係団体・施設のネットワーク強化と情報発信によって」と修正します。</p>	有

17	9～ 11 頁	<p>＜◆期待される市民への効果＞の下に▶で記載されている部分は、「施策の方向性」を示している、という理解でよろしいでしょうか。「施策の方向性」であれば、そのように記載された方が明確になるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>総合計画上の文化芸術関連施策に、本ビジョンの 3 つの視点を取り入れた施策になります。総合計画上の施策とは別に施策が存在するという誤解を招かないよう表記はしていませんでしたが、ご意見を踏まえ明確にするために「文化芸術関連施策」と表記します。</p>	有
18	15 頁	<p>15 頁に掲載されている事業は、ほとんどが中央区で行われているイベントです。各区の文化芸術についてはいかがお考えですか。それぞれ独自の地域性を持つ各区への支援について、どのような指針を提示するのか、明記すべきではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p> <p>各区では、それぞれの地域を形作ってきた歴史と固有の文化、地域資源や風土に合った産業など、様々な特色を活用した取り組みを進めており、必要に応じて本庁と協力・連携を行っています。</p> <p>各区の取り組みの方向性などは各「区ビジョンまちづくり計画」で定められていますが、取組を進めるにあたっては本ビジョンを共通の指針として、活用いただくものと考えています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、素案 12 頁において、「区との協力・連携」及び「各区では、それぞれの地域を形作ってきた歴史と固有の文化、地域資源や風土に合った産業など、様々な特色を活用した取組を進めており、必要に応じて本庁と協力・連携を行っています。」を追記するほか、素案 15 頁のイメージ図を修正し、各区の主催・共催事業等を記載します。</p>	有
19	—	<p>素案の中に「教育」が文字として触れられているものの、文化芸術の推進の前提としてあるべき芸術学部をもつ大学が新潟市内に一つもないことで、芸術を学ぶことに興味のある学生が長岡市や県外に出てしまい、文化芸術が生活に根付くベースが育っていないのではないかと思います。</p> <p>芸術家が少ない街で、芸術文化を軸とした発展は難しいはず。</p> <p>芸術は芸術家だけのものではないという視点もあるとは思いますが、素案の中に、芸術教育の受け皿をつくるための具体的な施策を入れるべきはないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>市内大学には音楽や美術教育専修があり、近年では専門職大学も設立されました。</p> <p>また、本市は関連の専門学校が多数あり、芸術家・専門人材の育成はこうした教育・研究機関が主として担っています。</p> <p>本市としては、市内 15 大学と協議会を組織するとともに、複数の大学と連携協定を締結しており、双方の役割を踏まえつつ、必要な取り組みを進めていきます。</p>	無